

職 職 ー 3 4 6

平成 2 3 年 1 1 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 0 - 5（職員の放射線障害の防止）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 0 - 5（職員の放射線障害の防止）の運用について（昭和 3 8 年 1 2 月 3 日職厚 - 2 3 2 7）」の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 3 年 1 1 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 2 7 条関係の次に第 2 8 条関係として次のように加える。

第 2 8 条関係

「人事院が定める場合」は、平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合（平成 2 3 年 1 1 月 1 日厚生労働省告示第 4 2 5 号）に規定する場所において、同告示に規定する作業に関連する作業を行う場合とする。

以 上